

「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」の策定について

消防庁予防課

はじめに

平成31年4月15日に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災及び令和元年10月31日に発生した沖縄県那覇市の首里城跡での火災を受け、同様の惨事が生じないよう、文化財等の防火対策を一層推進することが求められています。

令和元年12月には、文化庁において、消防庁及び国土交通省との連携の下、個々の国宝・重要文化財（建造物）、国指定の史跡等に所在する建造物（復元建造物を含む。）や建造物群、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（以下「文化財等」という。）の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」が策定されるとともに、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表されました。

ガイドラインには、夜間等の対応者が少ない状況においても確実に初期消火が実施できるように訓練を実施する等、訓練に関する取組事項が記載されており、文化財等の関係者による訓練の実施が推進されているところで



首里城跡での火災（那覇市消防局 提供）

このことを踏まえ、消防庁において、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（以下「防火訓練マニュアル」という。）を策定しました。

1 目的

文化財等は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することができないかけがえのない国民共有の財産であることを踏まえ、火災の早期発見、消防機関への迅速な通報及び初期消火に係る行動に重点を置き、火災による文化財等の焼失リスクが高い状況下（対応者が少ない夜間等）の対応力を強化することを目的としています。

2 防火訓練マニュアルの主なポイント

(1) 防火訓練マニュアル（本文）

文化財等における訓練の実施方法を具体化した指針であり、文化財等の関係者が消防機関と協力して、文化財等の実態（火災危険、防火設備の設置状況、管理体制等）に応じた実践的な訓練を実施し、事後検証において明らかになった課題に対して、防火体制の充実・強化を図ることが出来るように、当該訓練の事前準備から事後検証までの実施方法を取りまとめたものです。

(2) 国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアルの概要（別紙1）

文化財等の関係者が読みやすいように、防火訓練マニュアルのポイントを簡潔にまとめた概要資料です。

国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアルの概要

1 はじめに
2 訓練実施の手順
3 訓練シナリオの例（詳細は別紙2）
4 おわりに

3 訓練シナリオの例（詳細は別紙2）

例1 日中に火災が発生した想定

例2 夜間に火災が発生した想定

例3 値物の開催中に火災が発生した想定

4 おわりに

(3) 出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等のチェックリスト (別紙2)

出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等を把握するチェックリスト、総合的な火災危険を評価する方法及び総合的な火災危険を低減する方法を示しており、本チェックリストを使用して火災のリスク分析や事前対策を行ったうえで訓練上の出火場所を選定することにより、実践的な訓練ができるようにしたものです。

(4) 文化財等に対応した訓練シナリオの例 (別紙3)

日中に加え、夜間等の関係者が少ない時間帯に出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等での出火を想定した訓練を実施することが大切であるため、文化財等における訓練の実例をもとに、日中に加え、夜間、催し物開催時の3つのパターンの訓練シナリオ例を示したもので、文化財等の関係者がこれらを参考とすることで、訓練シナリオを作成しやすくしたものです。

小規模な文化財等においては、文化財等の関係者が少人数であったり夜間は無人となるケースもあることから、実態に即したシナリオを作成して訓練を実施し、限られた人員で何ができるかを見極め、課題があれば必要な対策を講じることが大切です。

(5) 文化財等での防火訓練における対応事項チェックリスト (別紙4)

訓練を実施した後、可能な限り速やかに、事後検証（防火訓練の振り返り）を行えるよう、各対応事項のチェック項目をリスト化し、チェックや対応時間を記入できるようにしたものです。

(6) 文化財等における防火体制の充実・強化に向けた対策例 (別紙5)

文化財等の関係者が、防火訓練マニュアルに基づき訓練を実施し、その事後検証で明らかになった課題に対して必要な対策を講じて、文化財等における防火体制の充実・強化に繋げることができるよう、ソフト面及びハード面の参考となる対策を掲載しています。

また、火災発生時の初動対応の実施主体は文化財等の関係者となるため、訓練における初期消火活動（消火器や屋内消火栓設備等の操作）は、当該関係者が実施してください（消防職員は原則実施しないこととしています）。

(2) 防火訓練マニュアルの対象は、国宝・重要文化財（建造物）、国指定の史跡等に所在する建造物（復元建造物を含む。）や建造物群、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等ですが、各地方公共団体の条例に基づいて指定された文化財（建造物）等についても、訓練を実施する際の参考としてください。

(3) 消防法上、訓練の実施義務がない文化財等であっても、大切な文化財等を火災から守るために、防火訓練マニュアルを参考として訓練を実施し、防火体制の充実・強化を図ってください。

4 おわりに

いずれの文化財等においても、火災発生時の初動対応を行う関係者全員が、既存の消防用設備等を迅速かつ正確に取り扱うことが出来るよう、消防用設備等の設置事業者や保守事業者等による操作方法等の説明の機会を定期的に設けることや、実際に自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の操作をすること、さらに毎年定期的に実践的な訓練を実施することが大切です。

また、個々の文化財等における定期的な訓練や文化財防火デー等、様々な機会を捉えて、文化財などの関係者が自ら主体的に文化財等を守るという思いを持って、文化財防火訓練マニュアルに基づく実践的な訓練を行い、文化財等における防火体制の充実・強化に繋げることを望みます。

3 留意点

以下の点に留意し、防火訓練マニュアルを利活用ください。

(1) 防火訓練マニュアルは、文化財等の関係者向けに作成したものです。

問い合わせ先

消防庁予防課 岡崎
TEL: 03-5253-7523